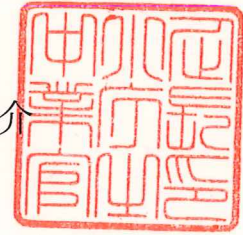


経済産業省

20131024 中庁第2号
平成25年10月28日

全国商工会連合会
会長 石澤 義文 殿

中小企業庁長官 北川 慎介



法人口座開設に係る取引時確認について

日頃、経済産業行政に御理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本年4月に施行された改正犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」という。）に基づき、預金取扱金融機関等では、法人からの新規口座開設の申込みについて審査を行っているところですが、必要以上に厳格な対応が行われている場合があるとの声が寄せられたところです。このような状況も踏まえ、預金取扱等金融機関を監督する関係省庁では、改めて関係業界団体等に対し、犯収法の趣旨の確認と中小企業・小規模事業者を含む顧客の利便性に配慮した適切な対応を別紙の通り要請しております。

貴団体におかれましては、団体内に政府としての本取組を周知していただくようお願い致します。

金 監 第 1949 号

平成 25 年 9 月 3 日

一般社団法人全国銀行協会会長 殿

金 融 庁 監 督 局 長 細 溝 清 史



法人口座開設に係る取引時確認について

ご案内のとおり、法人顧客から新規口座開設の申込みがあった場合、申込みを受けた銀行等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）により、①顧客の本人特定事項（名称、本店）、②取引目的、③事業の内容、④実質的支配者の確認（取引時確認）を行うこととされており、このうち、③事業の内容の確認は、主務省令により、以下の書類のいずれかを確認する方法により行うこととされています。

- (i) 定款
- (ii) 法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
- (iii) 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類）
- (iv) 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの

犯収法第4条第2項に規定されている一定の場合には追加の確認を行うなど必要な対応が求められるところですが、そのような事情が認められない場合には、同条第1項及び主務省令で規定されている書類のいずれかが確認できれば足りるとするなど、顧客の利便性にも配慮した適切な対応を行っていただきますよう、貴協会の傘下金融機関に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

【通知先】

一般社団法人全国銀行協会会長

一般社団法人信託協会会長

一般社団法人国際銀行協会会長

一般社団法人全国地方銀行協会会長

一般社団法人第二地方銀行協会会長

一般社団法人全国信用金庫協会会長

一般社団法人全国信用組合中央協会会長

一般社団法人全国労働金庫協会理事長

農林中央金庫代表理事理事長

株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長

株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長

(参考)

お問い合わせ、ご相談につきましては、下記の相談窓口にお願いいたします。

●中小企業庁 長官官房 広報相談室

電話：03-3501-4667 (受付時間：平日10:00～17:00)

ウェブサイト URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/ikenbako.html>

●金融庁 金融サービス利用者相談室

電話：0570-016-811 (受付時間：平日10:00～17:00)

(※IP 電話・PHS から : 03-5251-6811)

FAX 03-3506-6699 (24時間受付)

郵便 〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁金融サービス利用者相談室宛

※ウェブサイトでの受付も行っていますので、詳細は金融庁

ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/>) をご覧ください。